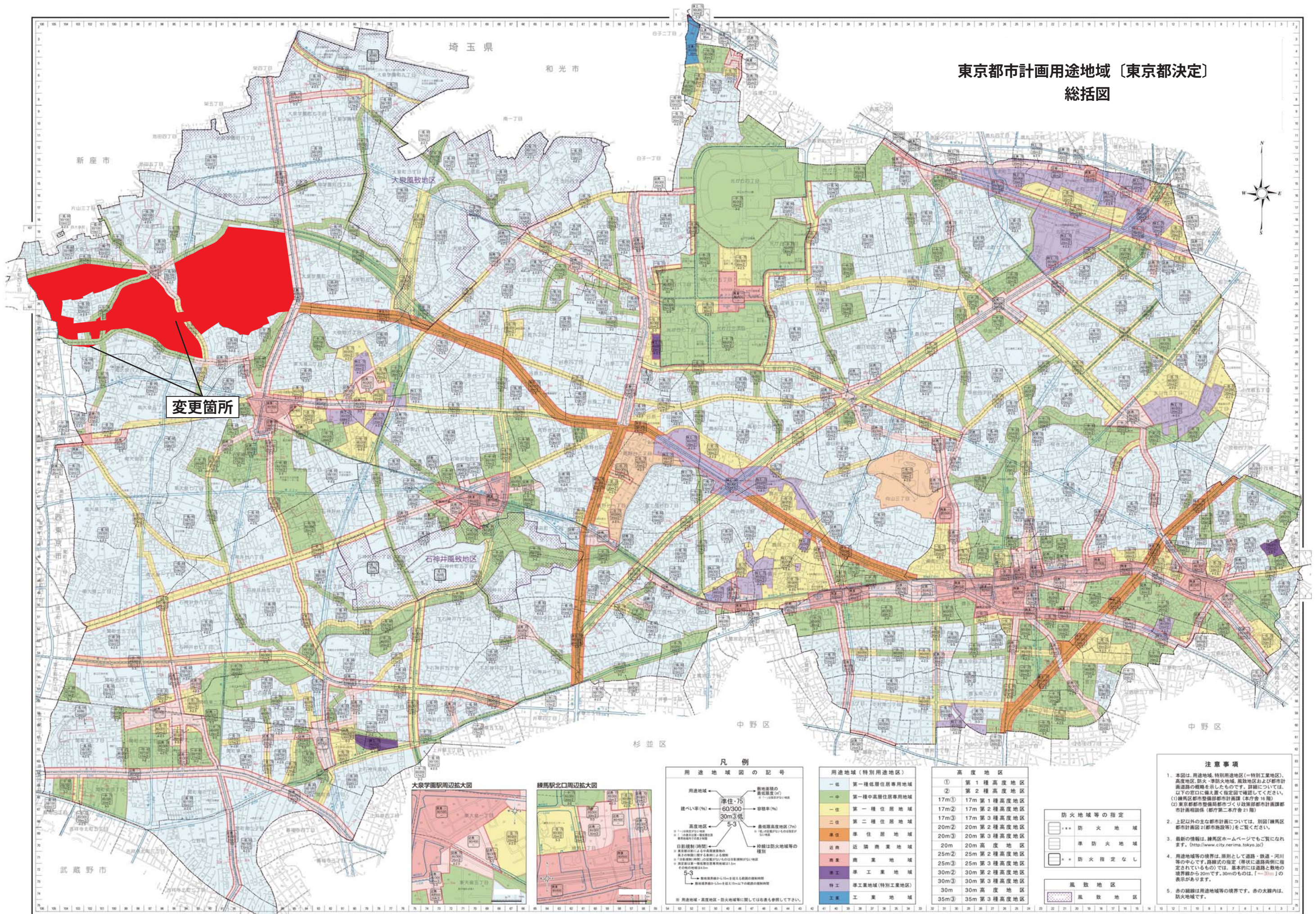


東京都市計画用途地域（東京都決定） 総括図



変更箇所



凡例

用途地域図の記号

用途地域 → 準住・75
60/300
30m 3低
5-3

敷地面積の最低限度 (㎡)
容積率 (%)

高度地区 → 最低層高度地区 (7m)
→ 最高層高度地区 (10m)

日影規制 (時間) → 敷地面積の1/10以上を日影規制する敷地による規制
→ 日影規制敷地・日影規制敷地以外敷地
→ 高さ制限第一種低層住宅用途地域は15m
→ 高さ制限第二種低層住宅用途地域は10m

→ 敷地面積が10mを超える敷地の敷地面積
→ 敷地面積が10mを超える敷地の敷地面積

※ 用途地域・高度地区・防火地域等に関しては右巻も参照して下さい。

用途地域（特別用途地区）

一低	第一種低層住居専用地域
一高	第一種中高層住居専用地域
一住	第一種住居地域
二住	第二種住居地域
準住	準住居地域
近商	近隣商業地域
商業	商業地域
準工	準工業地域（特別工業地区）
工業	工業地域

高度地区

①	第1種高度地区
②	第2種高度地区
17m①	17m 第1種高度地区
17m②	17m 第2種高度地区
17m③	17m 第3種高度地区
20m②	20m 第2種高度地区
20m③	20m 第3種高度地区
20m	20m 高度地区
25m②	25m 第2種高度地区
25m③	25m 第3種高度地区
30m②	30m 第2種高度地区
30m③	30m 第3種高度地区
30m	30m 高度地区
35m③	35m 第3種高度地区

防火地域等の指定

■	防火地域
□	準防火地域
□	防火指定なし

風致地区

■	風致地区
---	------

- ### 注意事項
- 本図は、用途地域、特別用途地区（＝特別工業地区）、高度地区、防火・準防火地域、風致地区および都市計画道路の概略を示したものです。詳細については、以下の窓口にお電話頂く指定図で確認してください。
(1)練馬区都市整備部都市計画課（本庁舎18階）
(2)東京都都市整備局都市づくり技術部都市計画課都市計画相談係（都庁第二本庁舎21階）
 - 上記以外の主な都市計画については、別図「練馬区都市計画図2(都市施設等)」をご覧ください。
(<http://www.city.nerima.tokyo.jp/>)
 - 最新情報は、練馬区ホームページでもご覧いただけます。
(<http://www.city.nerima.tokyo.jp/>)
 - 用途地域等の境界は、原則として道路・鉄道・河川等の中心です。路線式の指定（帯状に道路與例に指定されているもの）では、基本的には道路と敷地の境界線から30mです。30mのものは、「1—30m」の表示があります。
 - 赤の線は用途地域等の境界です。赤の太線は、防火地域です。